社会人経験者（雇用保険料を2年以上納付）で“きもの”に挑戦したい方へ

令和9年度入学 教育訓練給付金が受給可能に!!

News!

教育訓練給付金制度とは…働く人のキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図る雇用保険の給付制度です。

当学園の和裁科（2年制）・着物科（2年制）が令和7年度より専門実践教育訓練給付金の対象講座となりました!

給付金❶ 学びの給付金 専門実践教育訓練給付金 制度

入学金・授業料等の80%(最大)が支給されます!

1 雇用保険料を２年以上納付していた社会人経験者が、本校の和裁科・着物科に入学の場合。

支払った入学金・授業料等の **50%** が支給されます 【年間上限40万円】

※受講後6ヵ月ごとに申請→給付

2 さらに、決められた資格等を取得し、修了日翌日から1年以内に正社員などで雇用されると、

支払った入学金・授業料等の **70%** が支給されます 【年間上限16万円】

※雇用後に申請→50%相当額として既に支給されている額との差額が支給されます

3 さらに、決められた資格等を取得し、就職した後の賃金が受講前の賃金より5%上昇した場合。

支払った入学金・授業料等の **80%** が支給されます 【年間上限8万円】

※雇用後に申請→70%相当額として既に支給されている額との差額が支給されます

1＋2＋3 の合計で入学金・授業料等の80%(最大)が支給されます。

和裁科・着物科で2年間受講すると **最大128万円** の支給となります。

対象となる方

◆初めて受給する方
①被保険者：受講開始日までの支給要件期間が通算２年以上ある方
②被保険者であった方：被保険者資格を喪失した日以降で、受講日までが1年以内であり、かつ支給要件期間が通算２年以上ある方

◆過去に教育給付金を受けた方
●過去の受講開始日以降の支給要件期間が３年以上ある方
※受給した時の受講開始日より前の雇用期間は通算できません。
※今回の受講開始日の前日から３年以内に受給されていた場合は給付を受けられません。

※ご自身の受給資格については、必ず事前にハローワークでご確認ください。

＋

給付金❷ 生活面の給付金 教育訓練支援給付金 制度

さらに、修学中の生活面も支援されます!!

専門実践教育訓練給付金の受給者で、一定条件をクリアした方には修学中の支援目的で、

基本手当日額（失業給付）の **60%** が就学期間中に給付されます

基本手当日額（失業給付）とは？
離職前6ヶ月間に支払われていた賃金合計金額を180で割った金額（賃金日額）に、50%～80%の給付率をかけたものです。年齢や賃金によって異なります。

※受講後2ヵ月ごとに申請→給付

対象となる方

専門実践教育訓練給付金の受給資格者のうち、以下の条件を満たした方が失業状態にある場合、生活を支援するために支給されます。

◆受給資格確認時に離職中であること
またその後、短期雇用特例被保険者または日雇労働被保険者になっていないこと
◆会社役員、自治体の長に就任していないこと
◆専門実践教育訓練の受講開始時（入学時）に45歳未満であること
◆受講する専門実践教育訓練が通信制または夜間制でないこと
◆専門実践教育訓練を修了する（卒業する）見込みがあること　等

28歳 月給24万円だった人の場合

基本手当日額 約5,390円×60%
＝日額 約3,230円 週5日(20日間)出席すると

月額 **約6万5千円** の給付が受けられます!

生活費も安心!

※ご自身の受給資格については、必ず事前にハローワークでご確認ください。

教育訓練給付制度について 詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください。

手続き・入学の流れ

ハローワークに確認 ジョブカードの受け取り → 受験 入学手続き → ハローワークに確認票とジョブカードを提出 → 入学 → 大原和服専門学園 R9 4月9日入学

訓練前キャリア・コンサルティング、ジョブカードの発行

受講開始日（入学）の２週間前までに提出

R9 3月26日までに提出でOK!

申請手続き書類は、原則 本人の住所を管轄するハローワークに提出してください。詳しくはお住まいのハローワークへお問い合わせください。

体験入学会・個別見学・資料請求はこちらから

奈良県認可の専門学校 学校法人大原学園
大原和服専門学園
Ohara Kimono Professional Training College

入学案内センター：0120-035-123
〒631-0078 奈良県奈良市富雄元町1-13-41

大原学園のホームページはこちら→